

FKD HAYカード 会員サービスにおける 個人情報のお取り扱いについて

お客様の個人情報のお取り扱いにつきまして、
下記の事項をご確認の上、
お申込みください。

当社は、個人情報の重要性を認識し、厳正かつ適切に管理するため、FKD HAYカード会員にお申込みいただいたお客様個人に関する情報（以下「個人情報」といいます）に関して、以下の取組みをいたします。

1. 個人情報の利用

当社は、氏名、生年月日、住所、電話番号等申込書等記載事項その他FKD HAYカード入会時に、また別途定めるポイントサービスもしくは電子マネーサービスの利用履歴等のカードのご利用時に収集させていただいたお客様の個人情報を、本サービスを提供するために利用する他に、次に掲げる目的に利用させていただくことがございます。

- ①お客様からの各種お問い合わせへの対応を行うため
- ②当社、および当社の商品やサービスの情報を、お客様に対して、ダイレクトメール等の広告印刷物の送付または電話、Eメールなどでご案内するため
- ③当事業におけるサービスのご利用動向等の統計的資料を作成するため。ただし、会員様個人を特定できる資料として使用する場合は、事前に当該会員様に対して承諾を得ることとします。

上記以外の目的で個人情報を利用する際には、別途目的を明示し、お客様のご同意をいただきます。

2. 個人情報の第三者への開示について

当社は、お客様から収集させていただいた個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供、開示はいたしません。

- ①お客様の事前の承諾を得た場合
- ②法令などにより開示を求められた場合
- ③あらかじめ当社との間で機密保持契約を結んでいるパートナー企業に、本サービスの履行に必要な範囲で開示する場合
- ④お問い合わせの内容が、当社以外の第三者が直接回答するのが適当と判断できる場合

3. 当社が上記2-①におけるお客様の承諾に基づき個人情報を提供する会社には、お客様の個人情報の漏洩や再提出などしないように、契約に義務づけ、適切な管理を実施しております。

4. 個人情報に関するお問い合わせについて

お客様が、収集させていただいたお客様の個人情報に対して、照会、修正・削除等を希望される場合には、当社の連絡先まで文書またはお電話でご連絡いただければ、当該お申し出がお客様ご本人によるものであることを確認できた後に、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに速やかに対応させていただきます。

5. 個人情報の管理について

当社は、当社が保有する個人情報に関して適用される法令・規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し、改善に努めてまいります。

第1条（会員）

- ①会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社福田屋百貨店（以下当社といいます）に入会のお申込みをされ、所定の手続きを完了された方をいいます。
- ②FKD HAYカード会員の資格は年令満15才以上とします。

第2条（カード発行）

- ①当社は会員に対し、FKD HAYカード（以下カードという）を一名に付き、一枚発行し貸与します。
- ②カードは会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入担保提供等に使用することはできません。
- ③ご入会時にご本人で有ることを証明できるマイナンバーカード、運転免許証、保険証、学生証などの証明書等をご呈示いただく場合があります。

第3条（カードの有効期限、電子マネーの有効期限、ポイントの有効期限、再発行）

- ①カードの有効期限は最終買上日より又チャージ最終日より2年間カードのご利用がない場合、自動退会とし会員資格、電子マネー、及びポイント残数は喪失します。
- ②電子マネーの有効期限は、チャージ（入金）最終日、または電子マネー利用最終日より2年間、チャージ（入金）または電子マネーのご利用がない場合、電子マネー残高が消滅するものとしします。
- ③ポイントの有効期限は入会月を基準とし、翌年の入会月末日までに取得したポイントは翌々年の入会月の末日まで利用可能とし、それを経過すると当該有効期限のポイント残数は消滅するものとしします。
- ④カードの再発行は当社が相当と認めた場合に限り行います。

第4条（カードの利用、利用範囲）

- ①当社で商品の購入ならびにサービスの提供を受ける場合、会員はカードを提示し、現金（チャージした金額、当社商品券を含む）をお支払いいただくものとします。
- ②カードの利用できる対象店舗は（FKD宇都宮店、FKDインターパーク店、福田屋鹿沼店）に限ります。（テナント等、FKD HAYカードをご利用できない売場が一部ございます）
- ③返品の際はレシートとともにFKD HAYカードを提示していただきます。

第5条（カードサービスの内容）

- ①当社が当社の指定する店舗においてカードを提示することにより、お買い上げ金額に応じ次のサービスが受けられます。
 1. 当社が定めたサービス率（通常お買い上げ金額（税抜き）の1%）により、お買い上げ金額等に応じてポイントが加算されます。尚、精算時100円未満の端数は切り捨てとなります。
 2. お買い上げポイントはFKD HAYカードの使用できるレジにてお買い上げ精算時に1ポイント1円単位でご使用いただけます。（商品券等、ポイントをご使用できない商品が一部ございます）
- ②お買い上げポイントを加算出来ない場合
 1. 消費税相当額
 2. 当社が指定する商品及び役務、商品券・ギフト券ならびに債事。
 3. お買い上げ物精算後のFKD HAYカードの提示或いはFKD HAYカードをお忘れの場合。
 4. 現金、FKD HAYカード電子マネー、当社商品券、デビットカード、FKDカード以外のお支払い。 ※ギフト券、当社以外の商品券等はポイントが付きません。
- ③お買上げ状況に応じて各店の催しもの、お買い物に関する情報をご案内いたします。
- ④当社はサービスの内容を会員に予告通知することなく変更できるものとします。

第6条（申込書内容の変更）

会員は申込時に記入した住所、氏名及び電話番号等に変更が生じた場合、速やかに当社宛に連絡するものとします。

第7条（カードの紛失、盗難）

- ①会員はカードの紛失または盗難の場合は、速やかに当社に通知するものとします。
- ②会員がカードを紛失または盗難にあった場合で、当社に通知する以前に「お買い物時のポイント行使」がなされ、会員に損害が発生しても当社は一切の責任を負いません。

第8条（会員資格の喪失）

会員は本規約に違反した場合は、直ちに資格を喪失するものとします。

第9条（退会）

- ①会員は、いつでも退会することができます。その場合退会の届けとカードを返却するものとします。
- ②退会時、お買い上げポイント残数ならびに電子マネー残高は全て消滅するものとします。

第10条（通知・告知）

本規約に基づく当社の会員に対する通知又は告知は、会員の届出事項に記載された住所への書面送付、電話番号への架電、電子メールアドレスへのメール送信又は当社店頭、店内もしくは当社ホームページへの掲示その他通知事項と会員による確認方法を勘案し適当と認める方法により行います。

第11条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第12条（規約の変更）

- ①本規約は会員の事前承諾なく、変更又は改定できるものとします。
- ②本規約の変更は、当社が、会員に対し、当該変更内容に承認するか否かの判断をするために相当と認める期間をもって当該変更内容を通知又は告知することによって行い、会員は、当該相当期間の経過により、当該変更内容を承認したものとみなします。
- ③社会情勢または経済状況の変動、法令、自主規制機関の規則の変更、当社の業務またはシステムの変更により、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

第13条（催事案内、パンフレットの送付）

会員は当社から通知書以外の宣伝、印刷物等を送付することをあらかじめご了承ください。

FKD HAYカード会員規約

電子マネーサービス

第14条 (目的)

本規約は、株式会社福田屋百貨店（以下「当社」といい、当社の店舗のことを「福田屋百貨店」といいます。）が発行するFKD HAYカード電子マネーの利用条件について規定するものであり、会員がFKD HAYカードを使用してFKD HAYカード電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。なお、本規約に定めのない事項に関しては、ポイントサービスに関する会員規約の規定が適用され、同規定と本規約との内容が相違する場合には、本規約が優先して適用されるものとし、また、FKD HAYカード電子マネーサービスに付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されます。

第15条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) FKD HAYカード電子マネーとは、当社が発行し、FKD HAYカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) FKD HAYカード電子マネーサービスとは、会員が福田屋百貨店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりFKD HAYカードにチャージされたFKD HAYカード電子マネーを利用することで、福田屋百貨店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) FKD HAYカードとは、会員がFKD HAYカード電子マネーを管理および利用するためのカードをいいます。
- (4) 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえFKD HAYカード電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。
- (5) チャージとは、会員が、当社所定の方法により、FKD HAYカードにFKD HAYカード電子マネーを加算することをいいます。
- (6) FKD HAYカード残高とは、FKD HAYカードにチャージされ、会員が利用することのできるFKD HAYカード電子マネーの量をいいます。

第16条 (不正使用等の禁止)

会員は、FKD HAYカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

第17条 (チャージ)

1. 会員は、レジ又はチャージ機で当社所定の方法及び金額単位でチャージすることができます。
2. 会員は、1枚のFKD HAYカードに対して、FKD HAYカード電子マネー残高80,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたり49,000円を超えてチャージはできないものとします。
3. 1回ごとのチャージ金額は1,000 円単位とします。

第18条 (FKD HAYカード電子マネーサービスの利用)

1. 会員は、福田屋百貨店でFKD HAYカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。一部商品について、福田屋百貨店により利用を制限する場合があります。
2. 会員が、福田屋百貨店でFKD HAYカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のFKD HAYカード電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただく場合と同様の効果が生じるものとします。
3. 会員は、FKD HAYカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、交付するレシート等に印字して表示されるFKD HAYカード電子マネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で福田屋百貨店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該FKD HAYカード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第19条 (FKD HAYカード残高の確認)

FKD HAYカード電子マネー残高は、FKD HAYカード電子マネーサービス利用時のレシート又はチャージ機にて確認することができるものとします。

第20条 (会員資格の喪失)

1. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができますものとし、この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるFKD HAYカード電子マネーの利用を直ちに中止させ、FKD HAYカード電子マネー残高をゼロとすることができます。
- (1) FKD HAYカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2) FKD HAYカードを不正に使用・利用した場合。
- (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合

致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。

- (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
- (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

第21条 (換金等不可)

FKD HAYカード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第22条 (FKD HAYカードの破損・汚損時の再発行等)

1. 当社は、FKD HAYカードの破損・汚損等の理由により会員がFKD HAYカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したFKD HAYカードと引き換えに新しいFKD HAYカードを再発行します。なお、再発行したFKD HAYカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項によりFKD HAYカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたFKD HAYカード電子マネー残高が再発行されたFKD HAYカードに引き継がれるものとします。

第23条 (FKD HAYカード喪失時の再発行等)

1. FKD HAYカードは、当社が所有権を有し、会員に貸与するものであり、会員は、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、管理しなければなりません。
2. 当社は、会員から紛失、盗難等によりFKD HAYカードを喪失した旨の届け出があった場合、当該FKD HAYカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。
3. 当社は、第三者からFKD HAYカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該FKD HAYカードについて、使用停止措置をとる場合があります。
4. 当社は、紛失・盗難等によりFKD HAYカードを喪失した場合、会員がFKD HAYカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、FKD HAYカードを再発行します。なお、再発行したFKD HAYカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項によりFKD HAYカードが再発行された場合、当社によるFKD HAYカードの使用停止措置が完了した時点のFKD HAYカード電子マネー残高が再発行されたFKD HAYカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限り、
6. 会員がFKD HAYカードを紛失、盗難等により喪失したときから使用停止措置が完了するまでに、FKD HAYカード電子マネー残高を第三者により利用された場合その他会員に何らかの損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。なお、会員は、2項の届け出から使用停止措置が完了するまで、一定期間を要することを承します。
7. FKD HAYカードの再発行後、会員が喪失したFKD HAYカードを発見した場合、会員は、発見したFKD HAYカードを遅滞なく当社に返還するものとします。

第24条 (責任制限)

会員は、FKD HAYカード電子マネーサービスの使用するシステム等に故障があった場合、システム保守等のためシステムの全部又は一部の休止を伴う場合、FKD HAYカード電子マネーサービスの利用機器等に故障が発生した場合、その他やむを得ない場合には、FKD HAYカード電子マネーサービス、チャージ、残高確認等ができないことを予め承します。かかる場合、当社は、故意又は重大過失がない限り、これにより会員に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第25条 (FKD HAYカード電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、FKD HAYカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
- (1) 社会情勢の変化
- (2) 法令の改廃
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、FKD HAYカード電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

〈お問い合わせ〉

本規約についてのお問い合わせ、ご相談は各店のポイントカードステーションにご連絡ください。